

子どもたちがより良い人間関係を築けるように

～ いじめを許さない学校を ～

I いじめ克服はみんなの願い

いじめは人権侵害であり、その行為は絶対に許されません。しかし、大人社会を反映し、学校がいじめ再生産の場になっています。いじめを克服するには、それが、深刻な教育問題であると同時に社会問題であるという押さえが不可欠です。

解決の鍵は、①この問題に学校の全教職員が正しく向き合うこと。②いじめを許さない学校づくりを保護者・地域・関係者の共同ですすめること。③子どもたちが、自らいじめに正しく向き合うことだと考えます。そのために船泊小学校として「いじめ防止基本方針」を確立しました。

国及び行政には、せめて先進諸国水準の条件整備充実の責務を果たすことを求めます。

II 学校の責務としてやるべきこと(全教職員が正しく向き合う)

A「未然防止」という観点から

1、豊かな教育活動こそ最大のいじめ防御策

教育の目的は「人格の完成」です。小学校ではその土台となる、知・徳・体をバランス良く育てることが大切です。それは同時に、いじめの芽を生み出さない土壌づくりにもなります。船泊小学校には、知・徳・体をバランス良く育てるための教育活動・計画が豊富に準備されています。全教職員が指導のポイントを押さえ、この日常実践をより豊かにすることが何より大切です。

2、「自信（校訓）」を持たせる指導のポイント

教職員は、あらゆる教育活動を通じて、「やればできる」＝校訓「自信」を持たせる指導のサイクルを重視します。

基本形は「目標を持たせる→取り組ませる→達成させる→次の意欲を引き出す」です。

■「いじめ」の定義

「いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」（いじめ防止対策推進法 第二条）

■校訓「自信（やればできる）」は、「居場所づくり」「絆づくり」「自己有用感」（「いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する。（国立教育政策研究所）」の同義語と押さえます。

3、各領域・分野で留意すること

(1) 「わかる・楽しい授業」で学ぶことの楽しさを

- ① 「わからない・つまらない授業」は教師の責務放棄であり児童虐待と同じです。教職員・学校は子どもに「わかる・楽しい授業」を保障します。
- ② 礼文検定を各学年で必ず達成させ、やればできる「自信」を持たせて、全ての児童を中学校に送り出します。
- ③ 友だちと学び合うことの喜びを実感できる授業の工夫に努めます。

(2) 運動会・学芸会などの学校行事を節に、自己の成長と集団としての高まりを

これら、子どもの成長の節となる学校行事では、3つの指導観点を重視します。

- ① 自分の役割をしっかりと果たすこと。
- ② 友だちと協力して目標を達成すること。
- ③ 保護者や地域の方に感謝の気持ちを伝えること。

(3) 多様な縦割活動を通じて、より良い人間関係を学ぶ

船泊小学校の特色である縦割活動は多様に準備されています。この縦割活動は学校行事・体験活動と同様の目標を持つと同時に、年下の面倒をみる・年上を敬い年上から学ぶ等、社会でも通用する基本的な人間関係の学びの場となっています。教職員は、一つひとつの活動の目標を子どもたちに分かるように伝えることが必要です。こうした縦割活動を引き続き重視し、毎年度その内容を見直し、充実させることで、子どもたちの豊かな人間関係づくりをすすめます。

①学校を中心とした縦割活動

- ・ 毎日の清掃活動
- ・ 児童会や委員会活動
- ・ 校外班の活動
- ・ 運動会や学芸会の縦割種目
- ・ 鼓笛活動

②地域連携の縦割活動

- ・ 御輿パレードや鼓笛パレード
- ・ スポーツ少年団活動
- ・ カルタ大会
- ・ F S大会

(4) 学級集団づくりで、より良い人間関係を学ぶ

横の人間関係をつくるために、学級では次の様な指導を特に大切にします。

- ① 友だちとルールを守って遊ぶ集団づくり
- ② 友だちと学び合う・教え合う学習集団づくり
- ③ 小さな小競り合いなどを自分たちで解決し、いじめ問題について主体的に考える機会を大切にするなど、住みよい学級のルールを友だちとつくれる集団づくり。
- ④ 人権侵害にあたる事例は（例えば、暴力・容姿などについてのいじわる等）については、教師が直ちに制止し、適切な指導を行います。

(5) 道徳教育の重視を

船泊小学校の道徳教育の中心課題は人権教育です。特に次の内容を重点とし、「道徳の時間」や教科・教科外など学校の教育活動全般を通じて、子どもたちに丁寧な指導を行います。

【重点課題】人権教育3つの基礎に関わる事項を重点とします。

- ①かけがえのない自分の命や体・生き方を大切にすること。
- ②同じように、周りの友だちの命や体・生き方を大切にすること。
- ③相互により良い人間関係をつくり上げること。

※詳細は、船泊小学校「道徳教育の基本方針」(作成中)を参照

【当面する実践課題】当面子どもの実態から、下記2点を共通する通年指導課題とします

- ①元気な挨拶・明るい返事の通年指導
- ②場に応じた言葉遣いの通年指導

※児童会書記局が取り組んでいる「挨拶活動」など、人権やいじめ克服について子どもが主体的に考え、取り組める指導・激励を重視します。

【その他】体験活動・ボランティア活動を大切にします。

- ①「はちまる交流会」
- ②空ビン回収等

※中学校区単位・礼文町独自の様々な体験活動・ボランティア活動に関わり、人権意識を高めます。

B「早期発見」という観点から

1、早期発見(いじめの芽を摘み取る)の重要性と学校の方針

今日のいじめの特徴と早期発見の必要性及び学校方針策定の基本方向について、稚内市教育相談所が重要な提唱をしています。それは本校のいじめ克服方針とも合致していますので紹介します。

いじめは教育問題であると同時に社会問題である。悲しいかな日本では、家庭・学校・地域のあらゆるところで起きている。その根源は『大人社会の不平等さ』や『困っている人を支援する社会制度や政治の貧しさ』が起因している。子どもは大人社会の『矛盾』を反映して育つ。子どもが学校に通う限り、大人社会の『いじめ』要素は持ち込まれる。だから学校の方針は『いじめの芽』を摘み取ることに全力を挙げなければならない。

「『いじめの芽』はあります。」とはっきり認めて、訴えることだ。そして「『いじめの芽』を摘み取るために力を貸して下さい」と子ども、親、地域に呼びかけることが可能となる。この2点が学校現場の方針になれば、学校の取り組みは力あわせが生まれて豊かになる。・・・

2、「いじめの芽」を摘み取る学校の取り組み

(1) 教職員による日常の観察（違和感＝組織的検討を）

いじめは初期段階であっても、多くの場合いじめられている側は「遊んでいる」等と濁します。子どもが発するサインを見落とさないよう（資料①「いじめを受けている子どものサインの例」を参照）違和感を持った場合には、一人で経過観察などの判断をせず、直ちに組織的な実態把握を開始し、随時の個人面談（教育相談）など当面の対策について共通理解を図ります。

(2) 年2回の「いじめアンケート」の実施と教育相談

最低の防止線として、年2回の「いじめアンケート」を実施し、現状の把握を行います。毎回、2割程度の子から「いじめられている」との訴えが考えられます。訴えには真摯に向き合い、各個人の状況について個人面談（教育相談）を中心に把握し、状況を全教職員で共通にし、正しい状況判断に努め、必要に応じて中・長期方針と当面の対処策等を共通にします。

(3) P T Aとしての共同方針・取組の確立

※詳細は「Ⅲ（P. 6～7）」に記載

(4) いじめがある場合

実態調査等で、いじめの実態が明確になった場合、かなり深刻ないじめが進行していることが考えられます。この場合、児童の生命保護を最優先し、「C1①～⑨」を基本に対処に入ります。ここまで事態を放置しないよう、「(1)」「(2)」の中で実態をつかむことが基本です。

C「いじめへの対応」という観点から

1、いじめへの対応について

いじめは「マニュアル」では対処できません。いじめに対する必要な対処方針や体制は、校長の責任で実態に即して都度確立します。その際の基本観点は以下の9点です。

- ①被害者の心身の保護を最優先にした緊急の対策
- ②緊急の教職員集団としての当面、中長期の対策方針と体制の確立
- ③教育委員会等、関係団体との必要な連携・協議をすすめること
- ④被害者・その保護者に対する必要な連携・協議
- ⑤加害者・その保護者への教育的指導・カウンセリングの実施
- ⑥保護者への周知と協力依頼を明確に示すこと
- ⑦学級・学校としての児童への指導方針の明示
- ⑧以上を実践するための必要に応じて個別のサポート体制を確立する
- ⑨「いじめ防止・対策委員会」の開催

2、ネット上のいじめへの対応

携帯・スマホ等の急速な普及により、犯罪への入り口・ネット上でのいじめが増加しており、礼文町でも事例が生まれています。こうしたいじめ・犯罪を防止するために、学校としてもこの分野の取り組みをすすめます。

- ① ネットパトロールの実施
- ② 情報モラル教育の充実（「道徳の時間」）
- ③ P T A 研修会・講習会の実施
- ④ 関係機関との連携

3、教職員等の研修について

いじめ防止、早期発見、いじめへの対応などが、専門的知識と豊かな人間性によって適切に行われるよう、教職員は必要な研究と修養に努めます。

- ① 諸法令・本校基本方針について校内研修の実施
- ② 町研・管内研・サークル等が行う研究会への参加
- ③ 局・教育委員会等が行う研究会への参加
- ③ その他

4、年間計画

月	行事予定	P T A の共同	未然早期発見	ネット・研修	検証計画・その他
4	入学式		道徳①約束	校内研修	
5	P T A 総会	共同方針提案	アンケート①		
6	運動会	参観・懇談	教育相談①	パトロール	①結果集団検証
7		参観・懇談	道徳②友情		いじめ対策委員会① 学校評議員会①
8					
9				道徳高④公平	
10	学芸会	アンケート②	アンケート②		②結果集団検証
11		教育相談②	教育相談②	P T A 研修会	いじめ対策委員会② 学校評議員会②
12			道徳③友達	パトロール	
1					
2		参観・懇談			
3	卒業式			基本方針改善	

※「未然防止」は年間指導計画に基づく

※「研修」は、随時

Ⅲ 学校・家庭・地域との共同でいじめを克服する

「未然防止・早期発見」の力合わせを

1、PTAの共同方針として

学校と家庭・地域が協力し合っこそ、未然防止と早期発見が可能になります。いじめ克服を保護者と教職員が共同で取組む課題とし、具体的な共同方針をPTA総会で提案します。(HP「PTA活動」＝「平成26年度船泊小学校PTA重点課題」を参照)

2、子どもの実態を多くの大人目につかむ

- ① 「いじめアンケート」の結果や考察について、保護者（資料作成）・地域（学校だより）に明らかにし、学級懇談会で話題にするなど、普段から学校と家庭の連携・情報交換を強め、子どもに異常が感じられたときは、躊躇せず学校と連携を取り合うよう日常から共通理解を図ります。
- ② また、学校評議員会、自治会長訪問、各自治会の諸行事など、あらゆる地域との繋がりを生かし、児童についての情報交換・共通理解をすすめます。
- ③ 相談窓口・対応窓口
 - ・相談窓口は法の規定上「教頭」としますが、実践上は全ての教職員です。家庭・地域から情報が提供された場合も、P4「2（1）（2）」と同様に集団的な対応を直ちに開始します。
 - ・具体的な対応や連携・調整が必要な場合は、対応窓口は「教頭」に1本化します。

3、家庭、地域との協力・共同で、豊かな子育てネットワークづくりを目指す

学校・家庭・地域が相互の児童の実態や課題を共通にし、地域ぐるみの子育てネットワークが一步でも豊かになるよう学校の役割を発揮します。

(1) 子育てを通じて「教師育ち」「親育ち」のあるPTA活動の充実と地域連携を

- ① 教師と保護者が共同できる子育て方針を「PTA重点課題」として提案し、豊かな子育ての知恵と実践を学び合います。
- ② 楽しみにされる学校だより（子どもの様子・頑張り・課題、学校の指導のポイント、家庭や地域で協力してほしいこと、いじめ実態調査の結果と考察等）を発行します。
- ③ HPによる情報発信で、学校の様子や児童の頑強りを伝えます。
- ④ 平成25年度の総会で提唱した「基本的生活習慣の確立」「学校での学習の様子と家庭学習」「体力づくり」の3本柱に加え「いじめ克服」についても、年5～6回の学級参観懇談で常に交流・相談を行います。「いじめ調査の結果」「各種学校評価の結果」等に基づき、学校への要望や改善課題に関わる懇談も大切にします。

⑤学校行事等を通じて、地域と学校の架け橋となるPTAの役割発揮と活動の充実を図ります。

(2) 地域にある子育ての力に依拠して

①地域の子ども会と連携を図り、地域みんなで楽しみながら子どもを励ます祭典づくりに積極的に関わります。当面、保小中が連携し合う祭典への関わりを模索します。

②各種スポーツ少年団等の活動を支援し、子どもを励まします。

③放課後ジュニアスクールと連携し、子どもの豊かな放課後の生活を支援します。

④「困っている子ども・保護者」へのサポートについて、関係機関と連携してすすめます。

■法第15条「啓発活動」について

本校基本方針では、推進法第15条で言う「啓発活動」を「共同方針」「共通理解」「連携・情報交換」という言葉に置き換えています。「いじめ」克服のためには、学校、保護者、地域が対等平等の立場で協力・共同することが重要であり、「啓発する者」と「される者」というとらえ方を払拭することをねらいとしています。

■法第16条は「いじめアンケート」「教育相談」「通報・相談窓口の明示」を学校基本方針法に義務づけています。

IV 「船泊小学校 いじめ防止・対策委員会」(組織)の設置について

1、目的

校内に「いじめ防止・対策委員会」を設置し、前述の基本方針を共通理解し、学校・家庭・地域・関係団体の連携・協力によって、いじめを許さない学校を日常的にすすめると共に、いじめが生まれた場合(重大事態を含む)の協議・適切な対処を進めます。

2、体制

校長・教頭・指導部長・PTA会長・学校評議員1名・礼文町教育委員会・その他

3、会議の開催

①最低年2回の会議を開催し、いじめ・児童の現状についての共通理解を図ります。

②その他、必要に応じて会議を開催し、必要な協議をすすめます。

4、連携機関等

必要に応じ、次の関係機関等との連携を図ります。

①児童相談所

②稚内市教育相談所

③医師(船泊診療所・稚内市立病院)

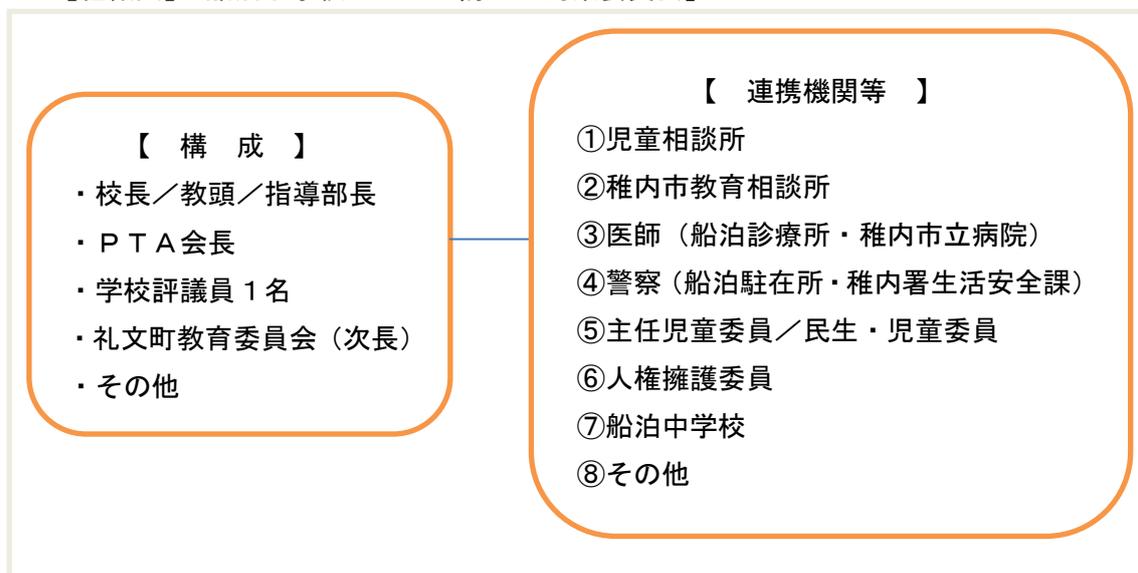
④警察(船泊駐在所・稚内署生活安全課)

⑤主任児童委員／民生・児童委員

⑥人権擁護委員

⑦船泊中学校

【組織図】「船泊小学校 いじめ防止・対策委員会」



V 重大事態への対処について

緊急で重大ないじめ事案が生まれた場合、以下の対応を基本とします。

- 1、礼文町教育委員会への報告
- 2、教育委員会の指導及び支援のもと、「調査」と「実施組織」についての実施主体の判断
- 3、学校が実施主体の場合は「IV」により、以下を基本に具体的取り組みをすすめます。
 - ①「調査票」を作成・実施・分析
 - ②いじめを受けた児童及び保護者への情報提供
 - ③礼文町教育委員会への報告
 - ④当面の対策方針と中・長期方針の確立、取り組みの開始。
 - ⑤その他（「C1①～⑨」が対応の基本）

■法第28条「重大事態」

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」

■「いじめ防止等のための基本的な方針（文科省）」より

「重大な被害」→「児童生徒が自殺を企図した場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神的の疾患を発症した場合」「本人・保護者からの申し立て」などのケースが想定

「相当な期間」→「年間30日を目安とする」

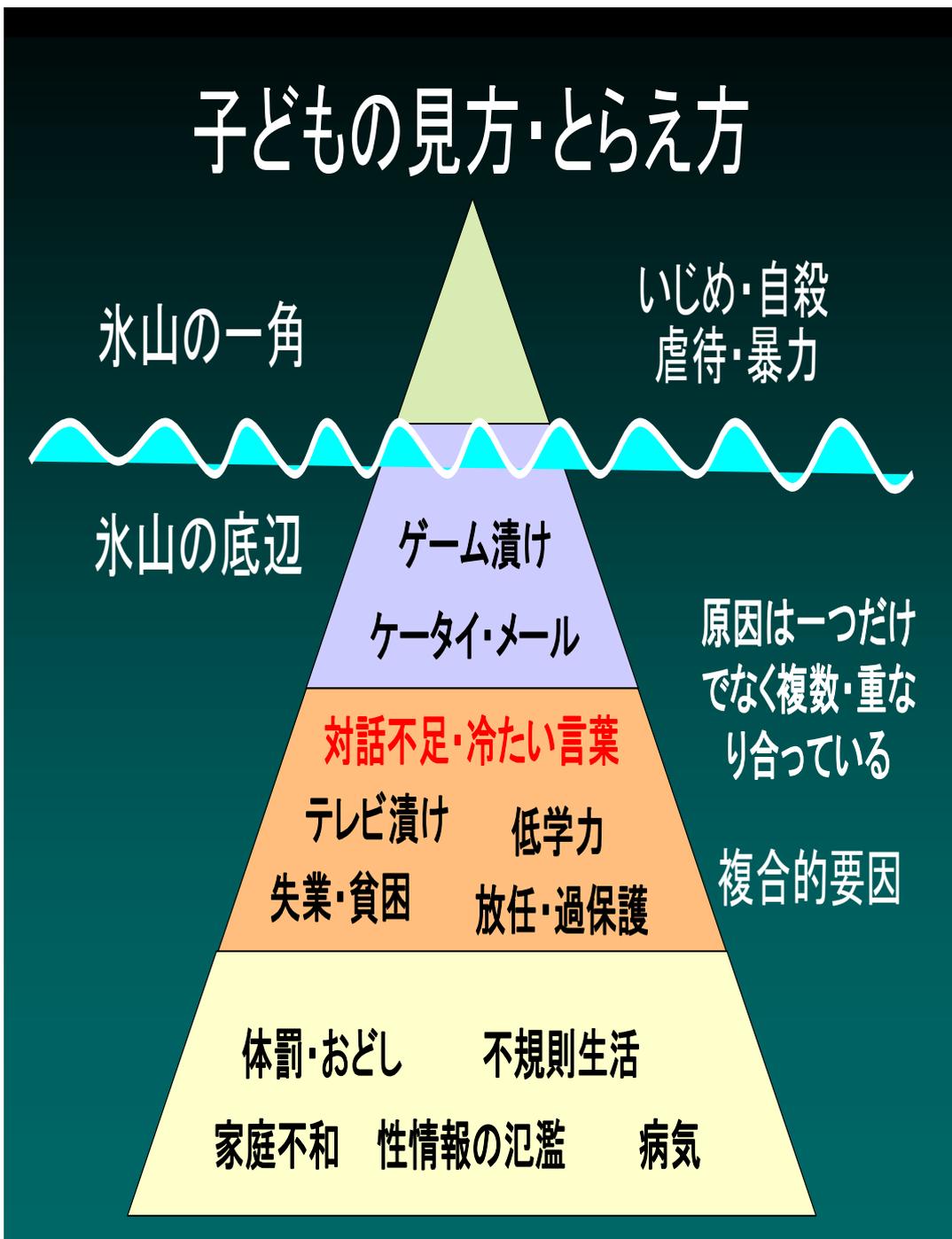
資料① 「いじめを受けている子どものサインの例」

北海道教育庁宗谷教育局 平成25年度「10年研修」資料より

学校での様子		
◇学校生活全般	○学校がつまらなくなるとよく言う	○急に友人がいなくなる
○おどおどやぼんやりが多くなる	○持ち物の紛失、落書きなどがある	◇授業中の態度、学習面
○嫌な役目をさせられる	◇教師との関係	○発言を友人がからかう
○誘われると断りきれず、すぐ従う	○目を合わせず避けるようにする	○学習についていけない
○以上に周囲を気にする	○教師を怖がっている	○授業中にぼんやりしている
○顔色が悪く、元気がない	○訳もなくすり寄ってくる	○急に成績が落ちてくる
○行事や部活動を嫌がる	◇友人関係	◇その他
○配布物がわたっていない	○遊んでいても楽しそうでない	○一人で掃除している
○休み時、トイレに長く入っている	○悪口を言われても愛想笑いをする	○時々涙ぐんでいる
○身体的不調からよく保健室に行く	○からかわれる	○教室に入るのが怖いと言う
○遅刻・早退・欠席が多くなる	○おかしなあだ名をつけられている	○小さな失敗を気にし過ぎる

家庭での様子		
◇家庭生活全般	○学校を休みたがる	◇友人関係
○朝、起きられない	○日記等に悩みなどを書く	○友人がいけないと言う
○朝、頭痛や発熱等を訴える	○学校のことを話さなくなる	○友人に意地悪されたと言う
○昼夜逆転した生活をする	○食欲がなくなる	○友人を避けるようにする
○朝、トイレから出てこない	○擦り傷、あざをつくって帰る	◇その他
○昼ごろから元気になる	○いじめの被害等を話題にする	○小心、内気、心配性である
○下校後、ぐったりしている	○休日や夏冬休み中は症状がない	○勉強が分からないと言う
○帰宅が急に早くなる	○先生が嫌いだと言う	○他の欠席者を話題にする
○急に落ち着きがなくなる	○閉じこもりがちになる	○明るさが次第になくなる
○不審電話などがかかってくる	◇家族との関係	○欠点を強く気にする
○お金をこっそり持ち出す	○頑固な感じになる	○転校したい、生まれ変わりたいと言う

『いじめ氷山』を語り合い『いじめの未然予防』を



いじめは、『氷山の一角』(いじめ行為)を問題にするだけでは解決できません。『氷山の一角』は『氷山の底辺』でつくられるからです。それがいじめの芽であり、いじめの要素です。いじめの芽は、学校・家庭・社会でつくられます。でも、親や教師には見えにくいのが特徴です。この見えにくいいじめの芽を摘み取るためには学校・家庭・地域の大人の力あわせが必要です。そのためには親と教師の日常の努力と信頼、連携が必要です。親と教師が責任をなすり合うのではなく、それぞれの立場で、今すぐできる、具体的取り組みからはじめましょう。それがいじめを生み出さない『未然予防』の取り組みです。

- ① 先生は『わかる授業・安心・安全の学校づくり』に全力で取り組みます。
- ② 親は、『温かい対話としつけ、愛ある充実した家庭づくり』に全力を挙げましょう。
- ③ 子どもには、『やめさせよう、陰口、悪口、知らん顔』の仲間づくりで絆を強めましょう。